

令和4年第1回東広島市議会定例会

議

案

その2

令和4年3月

目 次

議案第82号	財産の取得について……………	1
議案第83号	請負契約の締結について……………	3

議案第 8 2 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

(1) 種別 動産

(2) 品名及び数量 排水用可搬エンジンポンプ 7 台、吸込側ホース 7 本、吐出側ホース 1 0 本、ガソリン携行缶 2 1 個

2 取得価格

2, 1 7 8 万円

3 相手方

東広島市西条土与丸四丁目 2 番 6 3 号

中国菱機株式会社

代表取締役 佐 竹 孝 司

(提案理由)

市内の河川の流域における浸水被害対策として排水用可搬エンジンポンプ等を買
い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を
求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第 83 号

請負契約の締結について

令和 3 年度消防庁舎等整備事業（仮称）東広島消防署高屋分署新築工事（建築）その 2 の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 3 年度消防庁舎等整備事業（仮称）東広島消防署高屋分署新築工事（建築）その 2

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

2 億 5,245 万円

4 契約の相手方

三原市宮沖一丁目 13 番 7 号

山陽建設株式会社

代表取締役 深 山 隆 一

(提案理由)

令和3年度消防庁舎等整備事業(仮称)東広島消防署高屋分署新築工事(建築)
その2の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。